平成 11 年 12 月 24 日 条例第 44 号

改正 平成 22 年 12 月 28 日条例第 88 号 平成 27 年 12 月 28 日条例第 106 号 平成 25 年 12 月 27 日条例第 123 号 平成 29 年 12 月 28 日条例第 85 号

令和2年 12 月 25 日条例第 104 号

神奈川県流水占用料等徴収条例をここに公布する。

神奈川県流水占用料等徴収条例

(趣旨)

第1条 この条例は、河川法(昭和39年法律第167号)の規定に基づく流水若しくは土地の占用、土石等の採取若しくは廃川敷地の使用の許可又は流水の占用の登録に係る流水占用料等に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正[平成 25 年条例 123 号]

(流水占用料等の徴収)

第2条 河川法(以下「法」という。)第23条の規定による流水の占用の許可を受けた者又は法第23条の2の規定による流水の占用の登録を受けた者から、別表第1に定めるところにより計算して得た額に消費税法(昭和63年法律第108号)第29条の税率と当該税率に地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の83の税率を乗じて得た率を合計した率(以下「消費税率等」という。)に1を加えた率を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)の流水占用料を徴収する。

- 2 法第24条の規定による土地の占用の許可又は法第91条第1項の規定による管理期間中の廃川敷地の使用の許可を受けた者から、別表第2に定めるところにより計算して得た額の土地占用料又は廃川敷地使用料を徴収する。ただし、許可を受けた占用又は使用の期間が1月に満たない場合は、同表に定めるところにより計算して得た額に消費税率等に1を加えた率を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)の土地占用料又は廃川敷地使用料を徴収する。
- 3 法第25条の規定による土石等の採取の許可を受けた者から、別表第1に定めるところにより計算して得た額に消費税率等に1を加えた率を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)の土石等採取料を徴収する。
- 4 他の都県の区域にわたって行われる水利使用に係る流水占用料は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する流水占用料の額を基礎として別に知事が定める額を徴収する。
- 5 第1項及び前項に規定する流水占用料の額、第2項に規定する土地占用料又は廃川敷地使用料の額並びに第3項に規定する土石等 採取料の額が100円に満たないときは、その額を100円とする。

一部改正[平成 25 年条例 123 号 27 年 106 号]

(流水占用料等の減免)

第3条 次の各号のいずれかに該当する場合は、流水占用料、土地占用料、廃川敷地使用料及び土石等採取料(以下「流水占用料等」という。)を免除する。

- (1) 国又は地方公共団体が法第23条から第25条までの規定による流水若しくは土地の占用若しくは土石等の採取又は法第91条第1項の規定による管理期間中の廃川敷地の使用(以下「流水の占用等」という。)を行うとき(発電のための流水の占用を行うときを除く。)。
- (2) かんがいのため又は飲用水を得るため流水の占用等を行うとき。
- 2 発電のための水利使用に係る土地の占用については、土地占用料を免除する。
- 3 知事は、流水の占用等で公益性の高い事業を行うためにするものその他特に必要と認めるものについては、流水占用料等を減免することができる。

(流水占用料等の不還付)

第4条 既納の流水占用料等は、還付しない。ただし、流水の占用等の許可若しくは登録を受けた者の申請に基づきその許可若しくは登録の内容を変更したことにより、又は法第75条第2項の規定による処分をしたことにより、流水占用料等の額に変更が生じた場合において、 既納の流水占用料等の額が当該変更後の額を超えるときは、その超える額の流水占用料等を還付する。

一部改正[平成 25 年条例 123 号]

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に行われた流水占用料等の徴収に係る処分、手続その他の行為でこの条例の施行の際現に効力を有するものは、この条例の相当規定によって行われた処分、手続その他の行為とみなす。
- 3 この条例の施行前に徴収した流水占用料等は、この条例第2条の規定により徴収した流水占用料等とみなす。
- 4 この条例の施行の際現に神奈川県公営企業管理者が流水占用の許可を受けている発電所(愛川第一発電所及び愛川第二発電所を除く。)に係る流水占用料でこの条例の施行の日から平成 13 年3月 31 日までの期間に係るものの額については、この条例の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 この条例の施行の際現に神奈川県公営企業管理者が流水占用の許可を受けている愛川第一発電所及び愛川第二発電所に係る流水 占用料でこの条例の施行の日から平成 19 年3月 31 日までの期間に係るものの額については、この条例の別表の規定にかかわらず、なお 従前の例による。

附 則(平成 22 年 12 月 28 日条例第 88 号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

- 附 則(平成 25 年 12 月 27 日条例第 123 号) この条例は、公布の日から施行する。
- 附 則(平成 27 年 12 月 28 日条例第 106 号)
 - この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 附 則(平成 29 年 12 月 28 日条例第 85 号)
- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に河川法(昭和39年法律第167号)第25条の規定による許可を受けている土石等の採取に係る土石等採取料については、改正後の別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 附 則(令和2年12月25日条例第104号)
 - この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 別表第1(第2条関係)

区分				金額			
流水の 占用	発電の 用に供 するも の	揚水式発 電所以外 の発電所	1 昭和 40 年 10 月1日以降に発電(設備の点検のためにするものを除く。以下同じ。)を開始した発電所に係るもの 2 昭和 40 年9月 30 日以前に発電を開始した後に設備の増設をし、昭和 40 年 10 月1日以降に当該増設に係る設備又はその部分を使用して行う発電を開始した発電所(増設以後の理論水力についてこの項に定める式により算出した額が、増設前の理論水力について次項に定める式により算出した額に満たないものを除く。)に係るもの	1年につき、1,976 円×常時理論水力+436 円 ×(最大理論水力-常時理論水力)の式により 算出した額			
			前項に定める発電所以外の発電所に係るもの	1年につき、1,976 円×常時理論水力+988 円 ×(最大理論水力-常時理論水力)の式により 算出した額			
		揚水式発	昭和 40 年 10 月1日以降に発電を開始した発電	1年につき {1,976 円×常時理論水力+436 円			
		電所	所に係るもの	×(最大理論水力-常時理論水力)}×補正係数の式により算出した額			
	発電以外	の原動力の月	- 月に供するもの	水量毎秒 0.01 立方メートル1年につき 488 円			
鉱工業その他の用に供するもの				同 49,497 円			
	砂			採取量1立方メートルにつき 260円			
	砂利(径)	バ6センチメー	トル以下のものをいう。)	同 300円			
土石等	栗石(径か	バ6センチメー	トルを超え 15 センチメートル以下のものをいう。)	同 360円			
の採取	玉石(径か	バ 15 センチメ	ートルを超え 30 センチメートル以下のものをいう。)	同 460 円			
		バ30 センチメ	ートルを超えるものをいう。)	同 530円			
	混合土石			同 300 円			
	竹木、あし	、、かや、埋も	れ木、笹 及び 蓴 菜	その都度知事が別に定める額			

備考 1 常時理論水力及び最大理論水力の単位は、キロワットとする。

2 補正係数は、次の式により算定した数とする。

年間発生電力量-揚水に係る年間発生電力量×3/4

年間発生電力量

- 3 水量若しくは土石等の採取量が0.01 立方メートル未満であるとき又は水量若しくは土石等の採取量に0.01 立方メートル未満の端数があるときは、その満たない数又はその端数を切り捨てて計算する。
- 4 占用の期間が1年未満であるとき又はその期間に1年未満の端数があるときは月割りをもって計算し、なお1月未満の端数があるときはその端数は1月として計算する。
- 5 月数は、占用することができる日(以下「占用開始日」という。)から起算し、占用を終える日の属する月の占用開始日に応当する日の前日までの月数をもって計算する。
- 6 流水を同一の目的で更に使用する場合は、新たな占用として計算する。
- 7 占用の期間が2会計年度以上にわたるときは、会計年度ごとに計算する。
- 一部改正[平成 22 年条例 88 号·27 年 106 号·29 年 85 号]

別表第2(第2条関係)

区分	土地占用料又は廃川敷地使用料						
	224 1.1	所在地					
	単位	第一級地	第二級地	第三級地	第四級地		
通路、作業場、材料置場、貯木場、いかだ等の係留場その他原状のまま使用するもの及びゴルフ場、自動車練習場その他これらに類する施設	占用面積1平方メ ートル1年	300円	250 円	230 円	230 円		

倉庫	、物置、小屋、桟橋、橋りょうその他の工作物		680 円	550 円	520 円	500 円
	レフ場、自動車練習場その他これらに類する施					
	び次の各項に掲げるものを除く。)					
第一種電柱		1本1年	2,370 円	1,880 円	1,560 円	1,450 円
第二種電柱			3,650 円	2,890 円	2,400 円	2,230 円
第三種電柱			4,920 円	3,890 円	3,240 円	3,000 円
第一種電話柱			2,120 円	1,680 円	1,400 円	1,290 円
第二種電話柱			3,390 円	2,690 円	2,230 円	2,070 円
第三種電話柱			4,660 円	3,690 円	3,070 円	2,850 円
鉄塔		占用面積1平方メ ートル1年	1,840 円	1,490 円	1,400 円	1,370 円
その他の柱類		1本1年	210 円	170 円	140 円	130 円
共架電線その他上空に設ける線類			21 円	17 円	14円	13 円
地下に設ける電線その他の線類			13 円	10 円	8円	8円
	外径が 0.07 メートル未満のもの		89 円	70 円	59 円	54 円
	外径が 0.07 メートル以上 0.1 メートル未満の もの	-	130円	100円	84 円	78 円
	外径が 0.1 メートル以上 0.15 メートル未満の もの		190円	150円	130 円	120 円
	外径が 0.15 メートル以上 0.2 メートル未満の もの	長さ1メートル1	250 円	200 円	170円	160 円
管 類	外径が 0.2 メートル以上 0.3 メートル未満のも の	年	380 円	300 円	250 円	230 円
	外径が 0.3 メートル以上 0.4 メートル未満のも の		510円	400 円	340 円	310円
	外径が 0.4 メートル以上 0.7 メートル未満のも の		890 円	700 円	590 円	540 円
	外径が 0.7 メートル以上 1メートル未満のもの		1,270 円	1,010 円	840 円	780 円
	外径が1メートル以上2メートル未満のもの		2,540 円	2,010 円	1,680 円	1,550 円
	外径が2メートル以上のもの		5,090 円	4,030 円	3,350 円	3,110 円
柵類			880 円	720 円	680 円	660円
看板		表示面積1平方メ ートル1年	8,010 円	4,730 円	1,510 円	1,040 円
運動場、競技場、遊園地その他これらに類する施設		占用面積1平方メ ートル1年	150円	120 円	110円	110円
農耕地、牧草地等			14 円	11 円	10 円	10円

備考 1 所在地とは、占用する箇所の所在地をいい、その区分は、次のとおりとする。ただし、占用する箇所が2以上の所在地の区分にわたる場合は、最も高い金額の区分によるものとする。

- (1) 第一級地 横浜市、川崎市、鎌倉市、藤沢市、茅ケ崎市、逗子市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市及び東京都町田市の区域をいう。
- (2) 第二級地 相模原市、横須賀市、平塚市、小田原市、秦野市、厚木市、伊勢原市、三浦郡葉山町、高座郡寒川町、中郡大磯町、同郡 二宮町、足柄上郡大井町、同郡開成町及び愛甲郡愛川町の区域をいう。
- (3) 第三級地 南足柄市、足柄上郡中井町、同郡松田町、足柄下郡箱根町及び同郡湯河原町の区域をいう。
- (4) 第四級地 足柄上郡山北町及び愛甲郡清川村の区域をいう。
- 2 第一種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第二種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第三種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。

- 3 第一種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第二種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第三種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 4 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。
- 5 表示面積とは、看板の表示部分の正面面積をいう。
- 6 占用面積、占用物件の長さ若しくは表示面積が 0.01 平方メートル若しくは 0.01 メートル未満であるとき又はこれらの面積若しくは長さに 0.01 平方メートル若しくは 0.01 メートル未満の端数があるときは、その満たない数又はその端数を切り捨てて計算する。
- 7 占用の期間が1年未満であるとき又はその期間に1年未満の端数があるときは月割りをもって計算し、なお1月未満の端数があるときはその端数は1月として計算する。
- 8 月数は、占用開始日から起算し、占用を終える日の属する月の占用開始日に応当する日の前日までの月数をもって計算する。
- 9 占用の期間が2会計年度以上にわたるときは、会計年度ごとに計算する。

追加[平成 27 年条例 106 号]、一部改正[平成 29 年条例 85 号·令和2年 104 号]